

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和 5 年 8 月 8 日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象農薬

酸化亜鉛、ジメスルファゼット

(2) 意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

(3) 意見募集期間

令和 5 年 1 月 26 日（木）～ 令和 5 年 2 月 24 日（金）

(4) 意見提出方法

- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・ 郵送

(5) 意見提出先

環境省水・大気環境局水環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

(1) 御意見提出者数

- ・ 電子政府の総合窓口（e-Gov） 5 通
- ・ 郵送 0 通

(2) 御意見の延べ総数 5 通

(3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方 別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	・意見 認可しない、もしくは基準値を $0 \mu\text{g}/\text{l}$ に定めては、どうか。 ・理由 塩化物である塩化亜鉛は潮解性を示すため水溶性であることがわかり、結果、水源を汚染する物質となりえるため、です。	この度ご意見いただきました生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定は、酸化亜鉛について行うものであり、塩化亜鉛についてものではありません。 なお、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって水域の生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない値として設定されています。設定に当たっては、農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度（水域 PEC：水域の生活環境動植物被害の評価の観点から予測した濃度）が当該基準に適合することを確認しています。
2	・意見 認可しない、もしくは基準値を $0 \mu\text{g}/\text{l}$ に定めては、どうか。 ・理由 日本の水稻は特に満々と水を張った中で育成するため、散布されたジメスルファゼットは水に流れ、結果、水源を汚染する物質となりえるため、です。	水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって水域の生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない濃度として設定されています。設定に当たっては、農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度（水域 PEC：水域の生活環境動植物被害の評価の観点から予測した濃度）が当該基準に適合することを確認しています。

3	・意見 認可しない、もしくは基準値を $0 \mu\text{g/l}$ に定めては、どうか。 ・理由 環境省として生物多様性を尊重するなら、生物に害となる可能性が少しでもあるなら、その農薬は認可しないでほしいから、です。	生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、農薬の使用によって生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない値として設定しています。 設定に当たっては、水域の生活環境動植物については、農薬の成分物質の公共用水域における環境中予測濃度（水域 PEC: 水域の生活環境動植物被害の評価の観点から予測した濃度）が、陸域の生活環境動植物については、当該動植物被害の評価の観点から予測した農薬の成分物質のばく露量が、それぞれの基準に適合することを確認しています。
4	殺菌効果や除草効果があるんだったら、周辺動植物に悪影響があるに決まっているでしょうに。机上の計算だけでは測ることができない自然界のバランスを破壊しないか、懸念されます。	生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準は、動植物の毒性試験の結果に基づき、農薬の使用によって生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがない値として設定しています。 設定に当たっては、環境中で予測される濃度が、これらの基準に適合する（超えていない）ことを確認しており、生活環境動植物に著しい被害を生じるおそれがないと考えています。

5	問題ないからと言って農薬を新たに登録するのは不必要だと思います。排除するのではなく、共生する考えが必要だと思います。	農薬は、病虫害の防除における有効な防除手段として現場ニーズに資することや、既存の農薬よりも人畜や生活環境動植物への安全性が高いものとなること等を目指して、新たな製品の開発が続けられています。また、従来適用としていなかった作物や発生する病虫害の変化、薬剤抵抗性を持つ病虫害の発生等への対応も必要です。 そのため、新たに開発された農薬についても、人や環境等への影響について評価を実施し、農薬の使用量や使用方法を考慮したうえで問題ないことが確認されなければ、登録が認められない仕組みとしています。
---	---	---